

# 仕事と労働

## 農業

### 認定農業者制度

#### お問い合わせ

☎ 農業振興課振興係 nousei@city.nakano.nagano.jp

認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す方が自ら作成する農業経営改善計画（5年後の経営目標）を「中野市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に照らして認定するものです。プロの農業経営者として頑張っていこうという認定農業者に対し、関係機関・団体がさまざまな施策を重点に講じています。

#### ■認定農業者になるための条件

- ①農業経営に意欲的な方であること。
- ②市の「基本構想」による所得目標、労働時間などが達成できる見込みのある方であること。

#### ■申請手続き

5年後の目標を記した「農業経営改善計画書」を市へ提出します。計画達成の見込みが確実であると認定された場合、認定農業者となることができます。

#### ■支援策など

- 農業経営改善計画の目標の達成に向けて、関係機関・団体が農地利用集積など多方面から支援します。
- 農業制度資金を借り入れる際の利率や融資率の特例を受けたり、認定農業者向けの資金（スーパーL資金・スーパーS資金）を利用できるようになります。

### 農業振興地域制度

#### お問い合わせ

☎ 農業振興課農政係 nousei@city.nakano.nagano.jp

農用地の保全と計画的な整備を進めるため、長野県が指定した農業振興地域内において、農用地などとして利用すべき土地の区域を農用地区域（一般的に「青地農地」という。）として設定しています。農用地区域に関する次のような場合は、農業振興課へご相談ください。

- 農用地区域内農地の確認と照会
- 農用地区域内農地からの除外、編入、または軽微変更
- 農用地区域内農地としての設定状況の証明

### 農地関係

#### お問い合わせ

☎ 農業委員会事務局 noui@city.nakano.nagano.jp

☎ 農業振興課農政係 nousei@city.nakano.nagano.jp

農地の売買・貸借・転用などには、農地法による許可が必要ですので、農業委員会へ必ず申請してください。

#### ☎ 農業委員会事務局まで、お問い合わせください。

- 農地の売買・交換、貸借、贈与などを行う場合は農地法第3条の許可が必要です。
- 所有者が自ら、宅地など農地以外にする場合は農地法第4条の許可が必要です。
- 所有者以外の方が、宅地など農地以外にする場合は農地法第5条の許可が必要です。
- 農地を相続したときは、農業委員会へ届け出をしてください。

農地の貸借は農地法に基づくもののほか、農業経営基盤強化促進法に基づき行うことができます。

#### ☎ 農業振興課農政係まで、お問い合わせください。

- 農業経営基盤強化促進法に基づく場合は、利用権設定申出書等を市に提出してください。
- 利用権設定期間満了後、賃貸借契約などは自動的に終了するので、貸付人は借受人から農地の返還を受けることとなります。

#### 【おすすめスポット】夜間瀬川竹原河川公園（竹原マレットゴルフ場）

高社山の麓、夜間瀬川河川敷に作られた夜間瀬川竹原河川公園。竹原区の皆さんが管理し、マレットゴルフ場として親しまれているこの公園は全27コースからなり、コース内の尾根、土手、うねり、段差などの組み合わせが面白いとのことから、県外から遠征してくる方もいるほどの人気です。

※詳しくは市のホームページをご覧ください。



# 農業者年金

お問い合わせ ☎ 農業委員会事務局 noui@city.nakano.nagano.jp

## ■加入資格など

農業者年金は、農業者の老後を豊かなものにするための年金制度です。60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している20歳以上の方が加入できます。配偶者や農業後継者など家族農業従事者も加入できます。

## ■保険料

月額20,000円から67,000円までの間で千円単位で加入者が自由に選択できます。なお、令和4年から、35歳未満で一定の要件を満たす方は、月額10,000円から加入できるようになりました。また、農業経営の状況などに応じて、いつでも見直すことができます。意欲ある担い手を対象に、一定の要件に該当すれば政策支援（保険料の国の助成月額4,000円から10,000円）が受けられます。

## ■年金の支給

原則65歳に達したときから老齢年金を受給することになります。政策支援により国の助成を受けた方で、受給要件を満たし後継者などに経営継承した場合、特例付加年金として国の助成分を加算して支給されます。

## ■終身年金で80歳までの保証付

仮に、80歳前にお亡くなりになった場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給されます。

## ■税の優遇措置

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税での優遇が受けられます（支払った保険料の15%～30%程度）。

将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用（65歳以上の方は公的年金などの合計が110万円までは非課税）されます。

## ■旧制度の経営移譲年金について

旧制度の経営移譲年金を受給しようとする方（60歳～65歳）は経営移譲日の一年前が基準日となり、これ以降は農地としての移動（移転、貸借、転用など）が原則できなくなりますので注意してください。申請手続きは、おおむね3カ月前までに農業委員会で行ってください。

## 商工業

# 商工業者のための制度

お問い合わせ ☎ 商工観光課商工労政係 shoko@city.nakano.nagano.jp

## 商工業者のための融資制度

中小企業者の事業資金調達の円滑化を図るため、市では市内の金融機関に資金を預け、融資のあっせんを行っています。融資を受けるには長野県信用保証協会の保証が必要ですが、条件に応じて必要となる保証料については、一部または全部を市が負担しています。

## ■ご利用できる方

- ①原則として、市内で1年以上継続して同一事業の実績がある個人または法人（特定非営利活動法人を含む）。
- ②事業協同組合、協業組合など、法律に基づいて設立された中小企業団体。

## ■申込方法

- ①市役所商工観光課、信州中野商工会議所（☎22-2191）までお申し込みください。なお、事前に取り扱い金融機関（㈱八十二銀行、㈱長野銀行、長野信用金庫、長野県信用組合の市内各支店）にもご相談ください。
- ②市では、金融機関および長野県信用保証協会にあっせんを行い、金融機関から申し込み者に貸し付けが行われます。

## 広告

電子機器	P140 B-3
プリント基板のアセンブリは！	
<b>azbil アズビル太信株式会社</b>	
当社は、各種電子機器の開発・設計・量産を通し「人を中心としたオートメーション」で、人々の「安心、快適、達成感」を実現するとともに、地球環境に貢献します。	
■中野市中野200-7	
TEL:0269-26-3320 FAX:0269-26-2451	
■URL:http://ats.azbil.com/	

一人ひとりの農業者を応援する
<b>農業者年金</b>
国が支える 安心が大きくなる
<b>担い手積立年金</b>
問 ☎ 中野市農業委員会事務局 ☎22-2111（内線409）

## 商工業者のための支援制度

市内の商工業者の事業運営のため、市では次のとおり支援制度を設けています。

### ■新技術・新製品開発事業補助金

新技術や新製品の開発に取り組む中小企業の皆さんに、開発に要する経費の一部を補助します。

対象となる方は、市内で製造業を営む中小企業者や、市内で新たに製造業を営もうとする方です。

### ■国際規格等取得事業補助金

中小企業の国際規格等取得を促進し、経営基盤の強化を図るため、国際規格ISO・エコアクション21・エコステージを取得した中小企業者に対し、取得した費用の一部を補助します。

### ■工場立地推進事業助成金

工場用地取得・工場建設・償却資産の拡充などに対する助成を行い、企業誘致推進・既存企業の育成により工業の振興と就業機会の増大を図ります。対象業種は、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報サービス業、研究開発および情報通信技術利用業です。

### ■中小企業人材育成助成金

市内中小企業などの人材育成を進めるため、中小企業大学校、長野県中小企業団体中央会などの講座受講料の一部を助成します。

### ■中小企業特許等取得支援事業補助金

市内で製造業を営む中小企業者が、独自の技術で特許または実用新案を取得する場合、費用の一部を補助します。

### ■中小企業展示会等出展事業補助金

地場産業の発展を図るため、市外で開催される展示会などに出席する中小企業者に対して、費用の一部を補助します。

## 職業と労働

### 職業相談

#### お問い合わせ

☎商工観光課商工労政係

shoko@city.nakano.nagano.jp

中野市ふるさとハローワーク（職業相談室）を国と市が共同で運営し、職業相談・紹介などを行っています。

#### 中野市ふるさとハローワーク ☎23-4710

日時 午前9時30分～午後5時  
月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）

所在地 中野市三好町1-4-27 中央公民館内

### 勤労者融資制度

#### お問い合わせ

☎商工観光課商工労政係

shoko@city.nakano.nagano.jp

働く人たちの生活安定を図り、福祉の向上に必要な資金を低利で融資するなどの制度があります。

#### ■勤労者生活資金融資制度

貸付限度額は100万円、貸付期間は10年以内です。労働金庫中野支店の定める申込書により、労働金庫中野支店に申し込んでください。

☎長野県労働金庫中野支店 ☎26-0222

#### ■勤労者住宅建設資金融資利子補給金

労働金庫から資金の融資を受けて、市内で延面積155㎡以下の住宅を新築または購入した場合、利子の一部を補給します。

#### 中野市勤労者互助会

～あなたの事業所の福利厚生をお手伝いします～  
市内の中小企業で働くみなさんの福利厚生の増進をはかるため、安い掛金で有利な共済金が受けられる共済給付制度、会員相互の親睦・交流を深めるレクリエーション事業などを行っています。

入会金 100円  
会費 300円（月額）

人も、会社も、もっと元気に！

## 中小企業退職共済制度

- ◆掛金の一部を国や市が助成
- ◆掛金は金額非課税。手数料も不要
- ◆外部積立型なので管理が簡単
- ◆パートさんの加入もOK

詳しくはホームページへ

中退共

検索

☎中野市経済部商工観光課商工労政係

☎22-2111（内線258）